2.1.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ ⑵　クラッチペダル又はインチングペダル ⑶　クラッチケース	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　イナーシャブレーキ及びインターロック	①　アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　走行中にエンジンの回転を上げ下げし、インターロックの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
	⑸　トルクコンバーター（ダンパーを含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　ユニバーサルジョイント	①　エンジンを低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
		②　シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。
		③　連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑺　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　操向機構（横軸を含む。）	①　走行させて操向レバー又はペダルを操作し作動の適否を調べる。	①　異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
		②　レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	②　遊び及び引きしろが適正であること。
		③　レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③　がた及び各ピンの腐食がないこと。
		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
	⑼　ステアリングモーター	別表第１の「1.2.1　油圧装置」の「⑹　油圧モーター」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑽　ファイナルドライブ（ＨＳＴの走行減速機を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.3 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）（ボギーを含む。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		⑤　凹凸のある地面を走行させてボギーの作動の適否を調べる。	⑤　円滑に首振り作動すること。
	⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　ゴム履帯 ⑸　履帯調整装置	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　トラックフレーム、ダイヤゴナルブレース及びイコライザー	①　亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
2.1.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ペダルロック	①　ペダルを踏み込み、足を離したときの作動の適否を調べる。	①　確実にロックされていること。
		②　ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。	②　ブレーキが十分に効いていること。